

富良野市新型インフルエンザ等
対策行動計画

平成27年12月
富良野市

目次

I. はじめに	1
II. 基本的な方針	2
1. 基本的な戦略	2
2. 発生段階	3
3. 基本的な考え方	4
4. 対策実施上の留意点	6
5. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	7
6. 対策推進のための役割分担	8
7. 行動計画の主要6項目	10
III. 各段階における対策	18
1. 未発生期	18
2. 海外発生期	20
3. 国内発生早期	22
4. 国内感染期	25
5. 小康期	29

I. はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。国では、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるとしています。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置法等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために、平成25年4月に施行されました。

こうした動きを受け、本市においても新型インフルエンザ及びそれと同様の感染力と社会的影響が懸念される感染症の脅威から市民の生命・健康を保護するため、特措法及び感染症法に基づき、本市の実施すべき事項を明らかにし、今後の対応行動を適切に実施するため、「富良野市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成することとしました。

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりです。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、政府行動計画及び道行動計画については、今後の新型インフルエンザ等対策の検証等を通じ、適時適切に変更を行うものとされているため、市行動計画についても必要に応じて追加・改定するものとします。

Ⅱ. 基本的な方針

1. 基本的な戦略

政府行動計画では、新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能であるとしています。世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入は避けられず、長期的に多くの国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねないものであり、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、対策を講じていく必要があるとしており、本市としても国、道と緊密に連携し、国や道と同様に次の2点を主たる目的とします。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します。

ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせて、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保します。

イ 流行のピーク時の患者数を少なくして、医療体制への負担を軽減するとともに、患者数等が医療機関の受け入れ能力を超えないようにします。

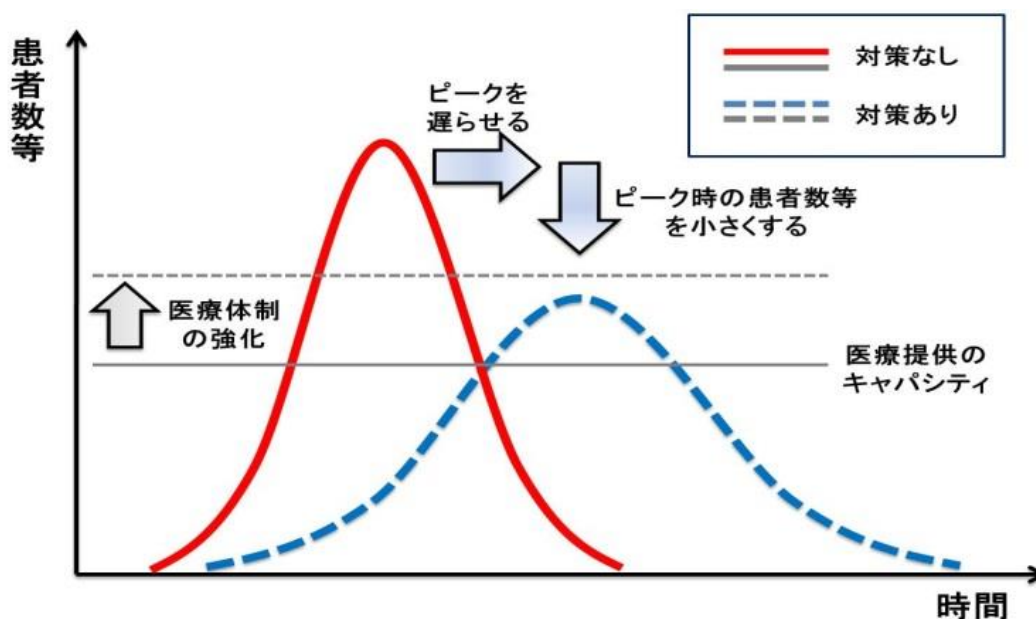
ウ 必要な患者に適切な医療を提供し、重症者数や死亡者数を減らします。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

ア 地域での感染対策等を行い、患者や欠勤者等の数を減らします。

イ 本行動計画により、医療提供の業務および市民生活および経済の安定に関する業務の維持を図ります。

<対策効果概念図> ※政府行動計画より



2. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

国は、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、5つの発生段階に分類しています。(表1)

国の発生段階は、WHO のフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部において決定されます。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染拡大防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、道内における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、道が判断します。

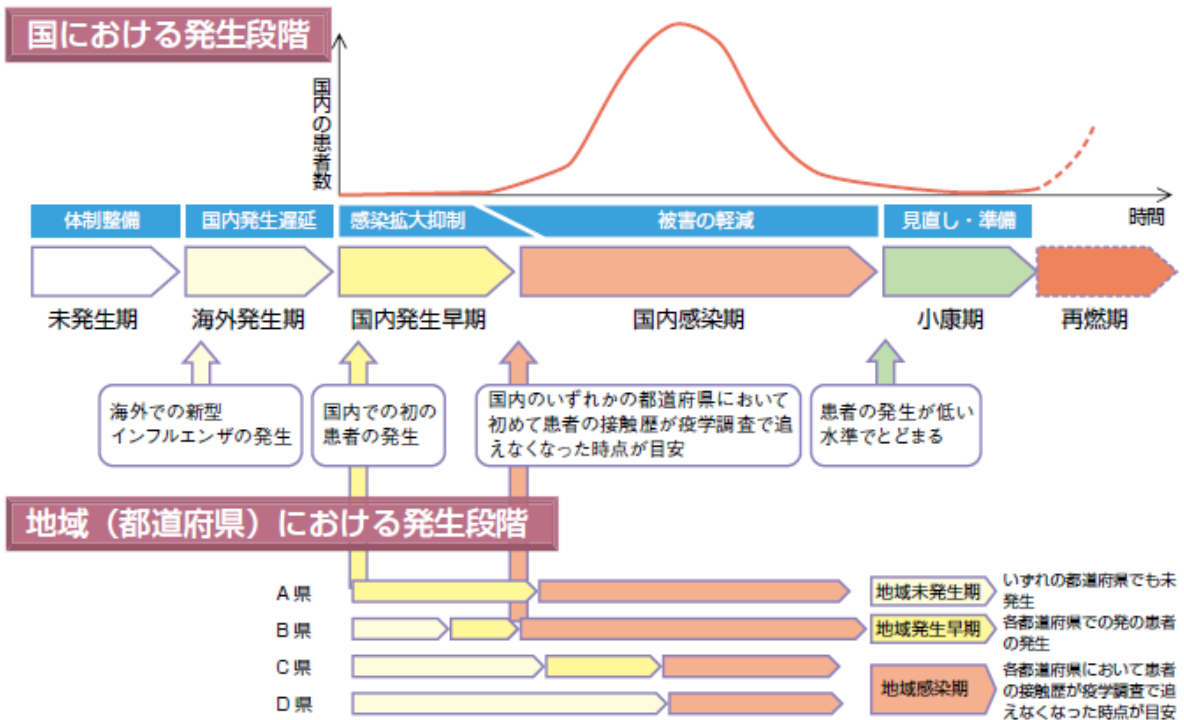
なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言^(※)がされた場合には、対策の内容も変化します。

表1 発生段階

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 北海道においては、以下のいずれかの発生段階。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域未発生期（道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域未発生期（道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・地域感染期（道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態） ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

＜国及び地域（都道府県）における発生段階＞ ※政府行動計画より

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



※新型インフルエンザ等緊急事態宣言（特措法第32条）

新型インフルエンザ等（国民に生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る）が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあると認められるときに、政府対策本部長が政令に定め公示する。

3. 基本的な考え方

新型インフルエンザ対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることから、一つの対策に偏重して準備を行うと、その対策が外れた場合の大きなリスクを背負うことになりかねないことを念頭に置きます。

また、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合も含め、さまざまな病原性、発生段階、状況変化等にも対応できるよう柔軟に対策を講じます。

国は、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととし、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立するとしています。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、国において、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画等で記

載するもののうちから、実施すべき対策が決定されます。そして、道ではそれらの対策を踏まえて、道が実施すべき対策が決定されます。本市としては、それらの内容に基づき、本市が実施すべき対策を決定します。

(1) 発生段階に応じた対応

ア 未発生期

○道、その他の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を行います。

イ 海外発生期

○過去の知見等を踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、対策を実施しますが、常に新しい情報を収集し、適切な対策を実施します。

ウ 道内発生早期

○感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じます。

○道が行う患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討等に協力します。

○病原性に応じて、道が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等に協力します。

エ 道内感染期

○国、道、事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活、市民経済の維持のために最大限の努力を行います。

○社会が緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されるため、あらかじめ決めたとおりにはいかないことが考えられます。社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処します。

カ 小康期

○国、道、事業者等と連携し、流行の第二波に備えて、第一波の影響からの回復を図ります。

○第二波に備えて、第一波に関する評価を行います。

(2) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、社会全体で取り組むことにより効果が期待されます。

すべての事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組むほか、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を積極的に検討するよう勧めます。

事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけます。

(3) 市民一人ひとりによる感染拡大防止策

新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、道、市、指定（地方）公共機関の対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要です。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。特に、治療薬やワクチンがない可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要です。

4. 対策実施上の留意点

本市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した時に特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すこととします。この場合において、次の点に留意した対応とします。

(1) 基本的人権の尊重

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、検疫のための停留施設の使用、医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛の要請、学校、興行場等の使用制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとし、

実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、必ずしもこれらの措置をとるものではないことに留意します。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部、道対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

対策本部間相互において総合調整を行うよう要請があった場合には、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行うこととします。

(4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表します。

5. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザ等は発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられます。

しかし、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザ等の場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されます。

新型インフルエンザ等発生時の流行規模については、出現する新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるため、現時点では完全に予測することは困難です。

政府行動計画では、有効な対策を考える上で、現時点での科学的知見や過去に大流行したインフルエンザのデータを参考に流行規模を想定しており、本行動計画における被害想定についても国や道の考え方に準拠し、次のとおり推計しました。（表2）

なお、この推計は、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による医学的介入の影響及び効果や、現在のわが国の衛生状況等については考慮されていないことに十分留意する必要があります。

また、被害想定については、現時点でも多くの議論があり、科学的知見が十分とはいえないことから、国において必要に応じて見直しを行うこととしています。

表2 新型インフルエンザ等患者数の推計

	全国（1億2000万人）		北海道（550万人）		富良野市（23,017人）	
医療機関 受診患者数	約1,300万人～ 約2,500万人		約55万9千人～ 約107万5千人		約2,490人～ 約4,790人	
	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	約53万人	約200万人	約2万 3千人	約8万 6千人	約100人	約380人
死亡者数	約17万人	約64万人	約7千人	約2万 8千人	約30人	約120人
1日当たりの 最大入院 患者数	約10万 1千人	約39万 9千人	約4,300人	約1万 7千人	約20人	約80人

※国の数値は国の「新型インフルエンザ等行動計画」における推計値

※北海道の数値は、道の「新型インフルエンザ等行動計画」における推計値

※富良野市の人口は平成27年9月末現在住民基本台帳登録人口とし、数値は国に対する人口比で算出。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論がありますが、一つの例として以下のような影響が想定されます。

ア 市民の25%が、流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次り患します。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰します。

イ ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられますが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定されます。

6. 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有しています。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO(世界保健機関)その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」(以下「関係省庁対策会議」という。)の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを総合的に推進します。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きながら、対策を進めます。

(2) 道の役割

道は、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、道内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、道内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有します。

また、道は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關した確かな判断と対応に努めます。対策の実施にあたっては、市町村と緊密な連携を図ります。

(3) 本市の役割

本市は、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施します。対策の実施に当たっては、道や近隣の市町村と緊密な連携を図ります。

(4) 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められます。また、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備を進めることが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、その状況に応じて、診療継続計画に基づき、地域の医療機関と連携して新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含めた医療の提供に努めます。

(5) 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等の対策を実施する責務を有します。

(6) 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要であり、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するように努めます。

(7) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められます。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれます。特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められます。

(8) 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザの時と同様、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

7. 行動計画の主要6項目

市行動計画では、「(1) 実施体制」、「(2) 情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 医療」、「(6) 市民生活・市民経済の安定の確保」の6つの項目に分けて対策を進めます。各項目の対策については、発生段階ごとに記述しますが、横断的な留意点等については、以下のとおりです。

(1) 実施体制

政府行動計画では、新型インフルエンザ等の対策は、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるとされていることから、本市においても、全市的な危機管理の問題として取り組みます。また、国、道、事業所等と相互に連携を図り、一体となった取り組みを行うように努めます。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、必要に応じて、事前準備の進捗を確認し、関係部局間等の連携を確保しながら、全庁一体となった取り組みを推進します。

新型インフルエンザ等が発生し、国により新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が行われたときには、特措法及び富良野市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、直ちに市対策本部を設置し、必要な措置を講じます。

ア 富良野市新型インフルエンザ等対策本部の構成

- 本部長：市長
- 副本部長：副市長・教育長
- 本部員：総務部長・保健福祉部長・経済部長・建設水道部長・教育部長
- 事務局：総務部総務課・保健福祉部保健医療課

イ 富良野市新型インフルエンザ等対策本部各部の役割

担当部	業務内容
総務対策部	○対策本部の設置及び運営に関する事
○部長：総務部長	○対策会議の設置及び運営に関する事
○担当課	○新型インフルエンザ対策各部との連絡調整に関する事
総務課	○報道機関との連絡調整に関する事
企画振興課	○市民に対する正確な情報の提供に関する事
市民環境課	○警察署、消防本部との連絡調整に関する事
財政課	○食料品及び生活物資の備蓄と提供に関する事
税務課	○職員の服務、出勤状況の把握に関する事
会計課	○職員の感染防止対策に関する事
	○庁舎内の感染予防対策に関する事
	○死亡届受理事務と対策本部との連携に関する事
	○遺体の安置及び火葬に関する事
	○感染性廃棄物の処理に関する事
	○新型インフルエンザ対策に係る予算措置に関する事

<p>保健福祉対策部</p> <p>○部長：保健福祉部長</p> <p>○担当課</p> <p>保健医療課</p> <p>福祉支援課</p> <p>こども未来課</p> <p>看護学校</p>	<p>○情報収集に関すること</p> <p>○北海道、他市町村、保健所、医師会等との連絡調整に関すること</p> <p>○相談窓口の設置等に関すること</p> <p>○新型インフルエンザ対策に必要な物資、資材の準備に関すること</p> <p>○予防接種に関すること</p> <p>○施設入所者及び利用者のり患状況の把握に関すること</p> <p>○在宅の要援護者の支援に関すること</p> <p>○保育所・幼稚園の感染防止対策に関すること</p>
<p>経済対策部</p> <p>○部長：経済部長</p> <p>○担当課</p> <p>商工観光課</p> <p>農林課</p> <p>中心街整備推進課</p>	<p>○観光客への感染防止に関すること</p> <p>○商工会議所、商工会に対する生活必需品の安定供給の要請に関すること</p> <p>○民間事業所等への就業制限要請に関すること</p>
<p>在宅対策部</p> <p>○部長：建設水道部長</p> <p>○担当課</p> <p>上下水道課</p> <p>都市施設課</p> <p>都市建築課</p>	<p>○ライフラインの確保に関すること</p> <p>○住民の生活物資の確保に関すること</p>
<p>教育対策部</p> <p>○部長：教育部長</p> <p>○担当課</p> <p>学校教育課</p> <p>社会教育課</p> <p>生涯学習センター</p>	<p>○道教育局との連絡調整に関すること</p> <p>○学校の感染防止対策に関すること（臨時休校の対応）</p> <p>○児童、生徒のり患状況の把握及び関係機関への報告に関すること</p>

(2) 情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を関係者や市民に迅速かつ定期的に還元することが重要です。

本市は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

ア 情報の活用

○サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、本市における体制整備等に活用します。

○地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報を医療機関における診療に役立てます。

イ 鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランス

○国及び道が実施する鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスにより把握された動物間での発生の動向を把握し、要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

(3) 情報提供・共有

ア 目的

○本市の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、市、道、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に適切に判断、行動するため、対策の全ての段階、分野において、市、道、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須です。

○コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけではなく、情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含みます。

イ 情報提供手段の確保

○市民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行います。

ウ 発生前における市民への情報提供

○新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、道と連携して、医療機関、事業者等に情報提供します。

○学校、保育施設等は、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について児童、生徒等に丁寧に情報提供します。

エ 発生時における市民への情報提供及び共有

○新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にししながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行います。

○市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠です。また、提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要であり、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要があります。

○新型インフルエンザ等には誰でも感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者に責任がないこと）、個人のレベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ります。

オ 市民の情報収集の利便性向上

○国は、関係省庁の情報、道や市の情報、指定地方公共機関の情報などを、必要に応じて、

集約し、総覧できるサイトを開設するとしていることから、本市においても市民の情報収集の利便性向上のため、国が設置するサイトを活用します。

カ 情報提供体制

○提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信するため、市対策本部に広報対策担当を配置し、適宜適切に情報を発信します。

○コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受け取り手の反応などを分析し、次の情報提供に活かします。

(4) 予防・まん延防止

ア 目的

○流行のピークをできるだけ遅らせることで、体制整備を図るための時間を確保することにつながります。

○流行のピーク時の受診患者数等を減少させて、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲に収めることにつなげます。

○個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせて行います。

○まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行います。

イ 主なまん延防止対策

(ア) 個人における対策

○道内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行います。

○マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促します。

○新型インフルエンザ等緊急事態においては、道が必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行った場合には、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図ります。

(イ) 地域、職場における対策

○道内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施します。

○新型インフルエンザ等緊急事態においては、道が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行った場合、その対策の実施に協力します。

(ウ) その他

○海外で発生した際、国や道が行う検疫等の水際対策に関して、道等からの要請に応じ、帰国者の健康観察等に協力します。

ウ 予防接種

(ア) ワクチン

○ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

○新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類があります。

○新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載します。

(イ) 特定接種

○特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいいます。

a 対象となり得る者

○「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

○新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

○新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

b 対象となり得る者の基準

○住民接種よりも先に開始されるものであるため、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければなりません。

○「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」については、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定地方公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当します。

○指定公共機関制度による考え方には該当しませんが、政府行動計画では特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加されています。

c 基本的な接種順位

①医療関係者

②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員

③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）

④それ以外の事業者

d 柔軟な対応

○発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に国により判断され、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定されます。

e 接種体制

(a) 実施主体

○国～登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

○道～新型インフルエンザ等対策の実施に携わる道職員

○市～新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員

(b) 接種方法

○原則として集団的接種で実施します。

○接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められます。

○登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件となります。

(ウ) 住民接種

○新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種として行います。

○緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種として行います。

a 対象者の区分

○以下の4つの群に分類しますが、新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて柔軟に対応します。

①医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

○基礎疾患を有する者

○妊婦

②小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

③成人・若年者

④高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

b 接種順位の考え方

○新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、国により決定されます。

(a) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

○成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者②成人・若年者③小児④高齢者の順

○高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者②高齢者③小児④成人・若年者の順

○小児に重症者が多い新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者②小児③高齢者④成人・若年者の

(b) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

○成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①小児②医学的ハイリスク者③成人・若年者④高齢者の順

○高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①小児②医学的ハイリスク者③高齢者④成人・若年者の順

(c) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

○成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者②小児③成人・若年者④高齢者の順

○高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者②小児③高齢者④成人・若年者の順

c 接種体制

○住民接種については、市が実施主体となり、原則として集団的接種により実施しますが、一斉接種(期間を定め医療機関で接種)個別接種を組み合わせる等、接種が円滑に行われるように、接種体制の構築を図ります。

○接種に必要な医師等の従事者については、関係団体等の協力により確保します。

d 留意点

○特定接種と住民接種については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などに応じて、政府対策本部の決定を受けて実施されることから、本市においても道と連携しながら適切な接種体制の構築に努めます。

(5) 医療

市内の医療体制の確保や感染拡大の抑制については、特措法および感染症法に基づく措置の実施主体である道が中心となっていくことから、市は道からの要請に応じてその対策に協力します。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの国民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われて
います。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停
滞を招くおそれがあります。

新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、道、
医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行
います。また、一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じて、道、国等と連
携して働きかけます。

Ⅲ. 各段階における対策

以下、発生段階ごとに目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載します。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施することとします。

対策の実施方法等については、国が別に定めるガイドラインを参考にします。

1. 未発生期

<p><状態></p> <ul style="list-style-type: none">○新型インフルエンザ等が発生していない状態。○海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
<p><目的></p> <ul style="list-style-type: none">○発生に備えて体制の整備を行います。○国、道、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努めます。
<p><対策の考え方></p> <ul style="list-style-type: none">○新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、道等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進します。○新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行います。○国、道、国際機関等からの情報収集等を行います。

(1) 実施体制

ア 市行動計画の作成

○特措法の規定に基づき、政府行動計画及び道行動計画を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の策定を行い、必要に応じて見直しを行います。

イ 連携強化

○道、他の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施します。

(2) 情報収集

○国、道、国際機関等からの新型インフルエンザ等対策に関する情報を収集します。

(3) 情報提供・共有

○新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市公式ホームページ等を利用し、市民に継続的に分かりやすい情報提供を行います。

○マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施す

べき個人レベルの感染対策の普及を図ります。

(4) 予防・まん延防止

ア 個人に対する対策の普及

○感染予防のため、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図ります。

イ 地域対策・職場対策の周知

○、新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行います。

○新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行います。

ウ 予防接種

(ア) 特定接種

○国からの要請に基づき、国が行う登録作業に係る周知、登録申請等に協力します。

○国からの要請に基づき、職員に対する特定接種の接種体制を構築します。

(イ) 住民接種

○国及び道の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、当該市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図ります。

○円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市町村における接種を可能にするよう努めます。

○国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めます。

(5) 医療

○道が行う帰国者・接触者外来の準備や、搬送体制、医療体制の整備等に協力します。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援の準備

○国の要請に基づき、道と連携し、道内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておきます。

イ 火葬能力等の把握

○道は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬を円滑に行うための体制を整備します。市は、道等からの要請に応じて、その取組みに適宜、協力します。

ウ 物資及び資材の備蓄等

○新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、施設及び設備の整備等を行います。

2. 海外発生期

<状態>

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- 海外においては、発生国、地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

<目的>

- 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努めます。
- 国内発生に備えて体制の整備を行います。

<対策の考え方>

- 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとります。
- 海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。
- 道等と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、道内発生に備え、道内発生した場合の対策についての確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促します。
- 市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、道内発生に備えた体制整備に努めます。

(1) 実施体制

○市は、国の基本的対処方針及び道の対策に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施します。

(2) 情報収集

○対策の判断に役立てるため、国・道等から、新型インフルエンザ等に関する積極的な情報収集を行います。

○市内の保育所、幼稚園、学校等でのインフルエンザの集団発生の状況把握を強化します。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- 道等と連携して、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等をできる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行います。
- 情報の提供に当たっては、情報の集約、整理、一元的な発信に努めます。

イ 情報共有

- 国のシステムを利用し、国、道や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、的確な状況把握を行います。

ウ 相談窓口の設置

- 道からの要請に基づき、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、国が作成するQ&A等を参考としながら、適切な情報提供に努めます。

(4) 予防・まん延防止

ア 感染症危険情報の周知等

- 国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国、道、事業者等と相互に連携して、市民に広く周知します。

イ 予防接種

(ア) 特定接種

- 道と連携して、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について、情報収集を行います。
- 国、道と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行います。

(イ) 住民接種

- 国、道と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種に関する接種体制構築の準備を行います。

(5) 医療

- 新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国からの情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 遺体の火葬・安置

- 道等からの要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行います。

3. 国内発生早期

<p><状態></p> <p>○国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことが出来る状態。</p> <p>○国内でも、都道府県によって状況が違ふ可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none">・地域未発生期：道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態・地域発生早期：道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
<p><目的></p> <p>○感染拡大をできる限り抑えます。</p> <p>○患者に適切な医療を提供します。</p> <p>○感染拡大に備えた体制の整備を行います。</p>
<p><対策の考え方></p> <p>○感染拡大を止めることは困難ですが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行います。国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行ったときは、国と連携しながら、積極的な感染拡大防止策等を講じます。</p> <p>○医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりにとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行います。</p> <p>○国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国から提供される国内外の情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供します。</p> <p>○新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施します。</p> <p>○国内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぎます。</p> <p>○住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。</p>

(1) 実施体制

○市は、国の基本的対処方針及び道の対策に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施します。

【緊急事態宣言がなされている場合の措置】

○緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置します。

(2) 情報収集

○対策の判断に役立てるため、国・道等から、新型インフルエンザ等に関する積極的な情報収集を行います。

○市内の保育所、幼稚園、学校等でのインフルエンザの集団発生の状況把握を強化します。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

○道等と連携して、市民に対して、国内での発生状況、現在の対策、対策の理由、対策の実施主体、道内や市内で発生した場合に必要な対策等をできる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行います。

○道等と連携して、市民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策、感染が疑われまた患者となった場合の対応（受診方法等）を周知します。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。

○市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、道や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映します

イ 情報共有

○国のシステムを利用し、国、道や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、的確な状況把握を行います。

ウ 相談窓口の設置

○道等からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を充実・強化します。また、国からQ&Aの改定版が配布された場合は、速やかに相談対応に活用します。

(4) 予防・まん延防止

ア 感染防止対策の周知等

○市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨します。

【緊急事態宣言がなされている場合の措置】

○道が、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出の自粛や基本的な感染予防策の徹底を要請することに協力します。

○道が実施する、学校、保育所等に対する施設使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請や、要請に応じない学校、保育所等に対する指示等に対して、協力します。

○道が実施する、学校、保育所等以外の施設に対する職場を含めた感染対策の徹底の要請や、要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対する施設の使用制限または基本的な感染対策の徹底の要請等に対して協力します。

イ 予防接種

(ア) 特定接種

○国、道と連携し、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行います。

(イ) 住民接種

○国が決定した住民への接種順位の基本的な考え方に基づき、予防接種法第6条第3項に基づき住民接種を実施します。

○住民接種の実施にあたっては、国及び道と連携して、全市民が速やかに接種できるよう、体制を整備します。

【緊急事態宣言がなされている場合の措置】

○国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

(5) 医療

○新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国からの情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

○道は、道内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を開始するよう要請します。市は、道からの要請に応じ、その取組み等に適宜、協力します。

イ 市民・事業者への呼びかけ

○市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけます。

○道は、道内の事業者に対し、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請します。市は、道からの要請に応じ、その取組み等に適宜、協力します。

【緊急事態宣言がなされている場合の措置】

○水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

○道等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけます。

○道等と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように、調査、監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じ、市民からの相談窓口、情報収集窓口の充実を図ります。

4. 国内感染期

<状態>

- 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。
 - ・地域未発生期：道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
 - ・地域発生早期：道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
 - ・地域感染期：道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。

<目的>

- 医療体制を維持します。
- 健康被害を最小限に抑えます。
- 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑えます。

<対策の考え方>

- 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替えます。
- 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、国・道と連携しながら、市として実施すべき対策の判断を行います。
- 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行います。
- 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減します。
- 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめるよう努めます。
- 市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続するよう努めます。また、その他の社会活動をできる限り継続するよう努めます。
- 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。
- 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図ります。

(1) 実施体制

- 国が国内感染期に入ったことにより基本的対処方針を変更した場合は、道と連携して、速やかに国の方針に沿った対応を行います。

【緊急事態宣言がなされている場合の措置】

- 緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置します。
- 市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく北海道知事による代行、応援等の措置の活用を行います。

(2) 情報収集

- 対策の判断に役立てるため、国・道等から、新型インフルエンザ等に関する積極的な情報収集を行います。
- 市内の保育所、幼稚園、学校等でのインフルエンザの集団発生の状況把握を強化します。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- 道等と連携して、引き続き、利用可能なあらゆる媒体や機関を活用して、市民に対して、国内・道内での発生状況、現在の具体的な対策等を、対策決定のプロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに、できる限りリアルタイムで情報提供します。
- 道等と連携して、市民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、道内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。また、社会活動の状況についても情報提供します。
- 市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、道や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映します

イ 情報共有

- 国のシステムを利用し、国、道や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続します。

ウ 相談窓口の継続

- 道等からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を継続します。また、国からQ&Aの改定版が配布された場合は、速やかに相談対応に活用します。

(4) 予防・まん延防止

ア 感染拡大防止対策

- 国、道等からの要請に応じ、事業者への感染予防対策の周知協力、公共交通機関での感染予防対策の周知協力、学校等の臨時休業の実施に関する対策等に協力します。
- 市民に対し、手洗い、うがい、咳エチケットなどの感染予防、感染拡大防止対策を積極的に周知します。

【緊急事態宣言がなされている場合の措置】

- 道が、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出の自粛や基本的な感染予防策の徹底を要請することに協力します。
- 道が実施する、学校、保育所等に対する施設使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）

の要請や、要請に応じない学校、保育所等に対する指示等に対して、協力します。

○道が実施する、学校、保育所等以外の施設に対する職場を含めた感染対策の徹底の要請や、要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対する施設の使用制限または基本的な感染対策の徹底の要請等に対して協力します。

イ 予防接種

(ア) 特定接種

○国、道と連携し、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行います。

(イ) 住民接種

○国が決定した住民への接種順位の基本的な考え方に基づき、予防接種法第6条第3項に基づく住民接種を実施します。

【緊急事態宣言がなされている場合の措置】

○国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

(5) 医療

○国及び道と連携し、関係機関や団体等の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行います。

○国、道等からの要請に応じ、市内の医療体制の情報提供や市民への周知等に協力します。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

○道は、道内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を開始するよう要請します。市は、道からの要請に応じ、その取組み等に適宜、協力します。

イ 市民・事業者への呼びかけ

○市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけます。

○道は、道内の事業者に対し、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請します。市は、道からの要請に応じ、その取組み等に適宜、協力します。

【緊急事態宣言がなされている場合の措置】

(ア) 水の安定供給

○水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

(イ) サービス水準に係る市民への呼びかけ

○道等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけます。

(ウ) 生活関連物資等の価格の安定等

○道等と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査、監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。

○道等と連携し、生活関連物資等の需給や価格動向等、実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに必要に応じ、市民からの相談窓口や情報収集窓口の充実を図ります。

○道等と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講じます。

(エ) 要援護者への生活支援

○道からの要請に応じ、国、道と連携し、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。

(オ) 埋葬、火葬の特例等

○道からの要請に応じ、国、道と連携し、可能な限り火葬場の火葬炉を稼働させます。

○道からの要請に応じ、国、道と連携し、死亡者が増加し火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。

○火葬または埋葬を円滑に行うことが困難となった場合、国が緊急の必要があると認め当該市以外の市町村長による火葬または埋葬の許可等の手続きの特例を定めた場合には、それに基づいて対応します。

○道が実施する遺体の火葬及び埋葬における広域的手配や遺体の搬送の手配等について協力します。

5. 小康期

<p><状態></p> <ul style="list-style-type: none">○新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。○大流行は一旦終息している状況。
<p><目的></p> <ul style="list-style-type: none">○市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備えます。
<p><対策の考え方></p> <ul style="list-style-type: none">○第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図ります。○第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供します。○情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。○第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

(1) 実施体制

- 国が小康期に入ったことにより、基本的対処方針を変更した場合は、道と連携して、速やかに国の方針に沿った対応を行います。
- 国の緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに対策本部を解散します。

(2) 情報収集

- 対策の判断に役立てるため、国・道等から、新型インフルエンザ等に関する積極的な情報収集を行います。
- 再流行を早期に探知するため、市内の保育所、幼稚園、学校等でのインフルエンザの集団発生の状況把握を強化します。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- 引き続き、利用可能な媒体等を活用して第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供します。

イ 情報共有

- 国、道や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握します。

ウ 相談窓口体制の縮小

- 道等からの要請に応じ、相談窓口体制を縮小します。

(4) 予防・まん延防止

ア 感染拡大防止対策

- 引き続き、市民に対し、手洗い、うがい、咳エチケットなどの感染予防、感染拡大防止

対策を周知します。

○国、道からの要請により、海外での発生状況等について、渡航者等への情報提供や注意喚起の内容の見直し内容について市民に周知します。

イ 予防接種

(ア) 住民接種

○流行の第二波に備えて、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進めます。

【緊急事態宣言がなされている場合の措置】

○上記の対策に加え、必要に応じ、国及び道と連携し、流行の第二波に備え、特措法第 46 条に基づく住民接種を進めます。

(5) 医療

○道と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻します。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

○必要に応じ、引き続き、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけます。

○道は、必要に応じ、引き続き、道内の事業者に対し、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請します。市は、道からの要請に応じ、その取組み等に適宜、協力します。

【緊急事態宣言がなされている場合の措置】

○国、道等と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止します。

参 考

富良野市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、富良野市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を対策本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。